

あっせん人列伝

第6回 園 高明 会員 (35期)

(聞き手：紛争解決センター運営委員会研修員 菅原 啓介)

Q1 あっせん人になったきっかけは？

私は、昭和60年から（公財）日弁連交通事故相談センター東京支部で「損害賠償額算定基準」（赤い本）の編集に携わるとともに、同センターのあっせん人も務めており、ADRによる紛争解決を実践してきていたので、平成12年当時の中心メンバーである吉岡桂輔会員、西口徹会員のご推薦もあり、紛争解決センターの委員やあっせん人を務めることになりました。自転車事故など不法行為事案を中心にあっせん人に就任しています。

Q2 あっせん人を務める際に心がけていることを教えてください。

まずは合意点を見つけるために、当事者の話をよく聞くことがスタートだと思います。あっせん手続には法律的な基準から離れて当事者の解決能力を引き出して話し合いにより解決を図るという促進的調停という考えがありますが、他方で、利用者はあっせん人に「裁判所に行ったらどうなるのか」という法律家としての知識を期待していると感じることも少なくありません。損害賠償額の算定が問題となる事案が多いこともあり、私は、あっせん案を当事者双方に提示するようにしています。あっせん案には金額だけでなく、なぜそのような判断となるのかという説明を記載しています。裁判手続より簡易迅速に、裁判をした場合に近い解決ができるというのが、文字通り裁判外紛争解決機関の意義と考えられるからです。不法行為事案では、当事者に解決への意欲があることが多く、あっせん案を提示した事件では、ほとんどが合意成立に至っています。

また、成立手数料については必ず折半にすることに

しており、当事者にもそれを手続の最初に伝えます。この点が争点となることを避けるためにも、当事者双方にとって紛争解決の利益を得るために要する費用として、平等に負担していただくものとして説明しています。

Q3 あっせん手続が適していると考える事案について教えてください。

証拠調べなどが不要で、事実認定が比較的容易な事案で、法律的な判断により解決できる紛争は、あっせん手続に適していると思います。自転車事故や介護施設や店舗などの施設内事故などは、事故の態様が明らかになれば、損害金額のすり合わせを行うことで早期解決が可能です。特に、自転車事故は近年増加しており、損害賠償責任保険の加入者も増えていますが、自動車事故と異なり（公財）日弁連交通事故相談センターの示談あっせんが利用できないため、本センターのあっせん手続の利用をおすすめします。

また、企業間の紛争では、他に商取引があるため裁判は避けて、早く解決したいというニーズがあります。本センターのあっせん手続であれば、早期に期日を入れ、1回の期日で合意を成立させることもできますので、利用に適しています。また、解決内容の合理性が専門家の判断により担保されるという点で、コンプライアンス上も望ましいといえるのではないのでしょうか。

園高明会員プロフィール

1983年弁護士登録。（公財）日弁連交通事故相談センター東京支部「交通事故損害賠償額算定基準」編集員兼交通事故相談センターあっせん人。東京弁護士会紛争解決センターあっせん人。